

令和4年度第2回東久留米市子ども・子育て会議
会議録（全文筆記）

開催日時

令和4年10月25日（火） 午後7時00分～午後8時00分

開催場所

東久留米市役所701会議室

出席者の氏名

- (1) 委員 斎藤利之委員 佐々木香委員 大谷詩織委員 米倉寿美子委員
橋本脩委員 金野博志委員 池邊照彦委員 今野稔恵委員
大山裕美委員
- (2) 事務局 子ども家庭部長
子育て支援課長
児童青少年課長
健康課長
児童青少年係長
施設給付係長
保育・幼稚園係長
子ども政策担当主査

欠席者の氏名

物井かおり委員
波田桃子委員
鹿島洋子委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 子ども・子育て支援事業計画について
- 3 今後の東久留米市立学童保育所の運営方針の改訂素案について
- 4 その他
- 5 閉会

1 開会

・会長

それでは定刻となりましたので、ただいまより令和4年度第2回東久留米市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は、〇〇委員、〇〇委員が欠席する旨、事務局に連絡が届いております。なお、委員の半数以上の方が出席されておりますので、本会議は成立しております。また〇〇委員ですけれども、特に連絡はございませんが、間もなくお越しになられるんじゃないかなと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より、本会議での議題内容等についてご説明をお願いいたします。

・事務局

それでは、私のほうから、本会議での議題内容等に関しましてご説明させていただきます。

なお、本会議は議事録作成のため、会議の内容を録音させていただいておりますので、ご承知おきください。

本日の議題内容等についてご説明させていただきます。

お手元に配付させていただきました次第のとおり、2「子ども・子育て支援事業計画について」、3「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針の改訂素案について」、4「その他」でございます。

なお、この子ども・子育て会議は、条例設置による会議であるため、原則、対面式の会議として開催し、このコロナ禍においても、委員の皆様にご足労いただく形で開催をするところでございます。

一方で、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点を踏まえた対応というところも重要でございますので、会議時間は午後8時半までを終了時刻として設定しております。

以上でございます。

・会長

ありがとうございます。本日も重要な議題がございます。もとより慎重審査を妨げるものではありませんけれども、次第にお示ししていただきましたように、新型コロナウイルス感染拡大防止といった観点から、本日、午後8時30分を終了時刻として、皆様からの活発なご意見、議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、これから会議の本論に入りたいと思います。事務局に確認いたしますが、本日、傍聴の方はいらっしゃいますか。

・事務局

いらっしゃいます。

・会長

ありがとうございます。傍聴の方、着席されましたので、事務局から本日の配付資料の確認をお願いいたします。

なお、傍聴の方におかれましては、東久留米市子ども・子育て会議条例運用基準に定められております傍聴人の遵守事項を留意していただきますようお願いいたします。

・事務局

それでは、配付資料についてご確認をさせていただきます。

今回は、委員の皆様は前回会議の最後に、「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針令和4年8月（改訂素案）」、「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針の改訂素案について」をお配りさせていただいております。こちらは、次第のとおり、資料3、資料4とさせていただきます。

本日、配付する資料は2点でございます。資料1としまして、「東久留米市子ども・子育て支援事業計画令和3年度進捗状況点検評価結果」、資料2「東久留米市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」となっています。

配付資料の確認につきましては、以上となります。

・会長

ありがとうございます。一応前回会議で資料3、資料4はまたお持ちくださいということでご連絡差し上げたと思いますが、今日の資料3、4、お忘れになられた方いらっしゃいますか。事務局でご用意しているということですが、大丈夫ですか、皆さん。ありがとうございます。事務局から資料の説明がありましたが、過不足ないということですので、それでは、次第2「子ども・子育て支援事業計画について」、事務局よろしく願いいたします。

2 子ども・子育て支援事業計画について

・事務局

それでは、次第2「子ども・子育て支援事業計画について」、ご説明いたします。

まず、資料1「東久留米市子ども・子育て支援事業計画令和3年度進捗状況点検評価結果」をご覧ください。

こちらは、前回会議でご説明させていただきました令和3年度の点検評価シートにつきまして、委員の皆様から様々なご意見を頂いた後、最終的な調整作業を進めまして、市のホームページにて公表をさせていただいております。

なお、前回会議にて、点検評価シートに記載の事業のうち、資料1の21ページ、資料1の最後のページになりますけれども、多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業について、令和4年度より、東久留米市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業を実施し、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児に関わる利用料に関する支援を行っていくことをご説明させていただきましたが、本事業について、事業内容に関する詳細を今回ご説明をさせていただきます。

・事務局

事業の担当となります事務局の〇〇と申します。よろしく願いします。

説明は着座にて行わせていただきます。

それでは、お手元の資料2「東久留米市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」をご覧ください。資料に沿って説明させていただきます。

この事業は、子ども・子育て支援法第59条に基づく、地域子ども・子育て支援事業、いわゆる13事業の一つである多様な事業者の参入促進・能力活用事業の中に令和3年度より

追加されたメニューとなります。

東久留米市においては、令和3年度中は、市内の対象となり得る施設の調査及び他市の動向等を見ながら事業化に向けた検討を行い、令和4年の4月から事業開始と至りました。

事業内容について、資料2の事業内容をご覧ください。

1. 補助対象経費については、幼児教育・保育等の無償化の認定を受けておらず、かつ、本事業の要件に適合する施設等を利用する満3歳児以上の幼児の保護者が負担する利用料、具体的には、どの施設等でも共通的に徴収している、いわゆる保育料になります。

2. 対象となる幼児については条件が4つありまして、満3歳児以上で、小学校就学前の東久留米市民であること、対象施設等をおおむね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用し、当該利用日の属する月の初日に在籍していること、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付を受けていないこと、企業主導型保育事業を利用していないこととなっております。

3. 補助金額については、月の初日に在籍する幼児1人につき月額2万円が上限となっております。

4. 申請手続ですが、こちらの補助を受けるに当たっては、必要な申請が2段階ございます。初めに、施設から市へ対象施設等適合基準審査申請書の提出を受け、市は決定基準により審査し、必要に応じて施設への訪問を行い、基準に適合していることが確認できた後、決定いたします。

次に、保護者の方から、利用料の領収書等の必要書類を添付していただいた上、申請していただきます。

実際の運用といたしましては、上半期分として11月頃に申請書を受け、4月から9月分の補助金を交付する予定です。また、補助が決定した際は、市から利用者に直接交付する制度となっております。

そして、資料の5. 「事業経費に係る国、都及び市の負担割合」については、各3分の1ずつとなっているものです。

なお、4の申請手続で申し上げました対象施設等適合基準審査で用いる基準について、参考として資料の裏面に載せておりますので、ご覧ください。

こちらは、東久留米市で制定した要綱の別表となりますけれども、対象施設等の決定基準となります。表の左の列が基準となる各項目で全部で10項目ございます。一つ一つの項目の説明は省略させていただきますが、補足といたしまして、国が定める規定上、必ず守らなければならない基準が幾つかありますので、該当するものをお伝えいたします。

まず項目の1. 保育に従事する者の数です。これは、保育に従事する者の数は、満3歳以上、満4歳未満の幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、常時2人を下回ってはならないとなっております。

次に、2. 保育に従事する者の資格です。これは、保育に従事する者のおおむね3分の1は、教育職員免許法に基づく幼稚園の教諭の免許状を有する者、保育士、看護師（准看護師を含む）、または都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む）その他の機関が行う研修を含む）を終了した者（1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設に限る）とするとなっております。

こちらは、記載のとおり、幾つか資格の名称が示されておりますが、海外で取得できる同様の資格は対象外となっているものです。

次に、4. 非常災害に対する措置については、非常時に対する措置として、記載の内容が全て必須項目となっております。

最後に、7. 健康管理、安全確保についても、幼児の処遇等に関して必須事項となっております。

以上が必須事項となります。

その他の基準についても、対象施設の条件として市の要綱で定めているものであり、そのため施設から対象施設として適合基準審査が提出された際の審査においては、この別表に記載された1から10の項目は全て満たす必要があります。

概要ではありますが、以上が、東久留米市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の説明となります。

・会長

いかがでしょうか。皆さん何かご意見ございますでしょうか。

もともとこういった事業そのものに関しては、東久留米は、基本的に過去から今回もそうですけども、国基準で法的根拠に基づいて行っておりますので、今、丁寧なご説明いただきましたけども、こちらに掲げているとおり、遵守していただいて、利用者または事業者を決めていただくという手順になるというふうに思います。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは皆さん、資料1、前回確認していただいたと記憶していますが、今年度は、令和2年から6年度までの計画の途中、中間年に当たるものになります。先ほど言いました、国の方針においては、この中間年において、必要に応じて計画を見直すということが記載がされております。ですが、現計画、令和2年度、令和3年度が、先の会議におかれて、皆さんから点検評価に関しまして、この会議で承認しておりますので、計画については中間年の見直しということではなくて、この内容で、引き続きしっかりと市で計画を推進していくということをお願いできればと思っておりますけども、よろしいでしょうか。どうぞ。

・委員

すみません。質問なんですけど、対象となる幼児の2番目の項目です。対象施設等をおおむね1日4時間以上というところの文章ですけど、これを見ると、1年間ほぼ、大ざっぱですけど3分の2ぐらいは利用する方を対象にしていると読み取れるんですけど、そういう契約をしている子しか受けられないのか。例えば、年度の途中から入る子とか、これだと、年間39週以上利用し、となっているので、年度の、例えば半年過ぎてから入ろうとしても39週は無理なわけで、そういう子は入れないのかと受け取れるかなと思うので、ここを説明していただけると。

・会長

事務局、お願いいたします。

・事務局

ご質問のところでは、年間39週以上というのは、あくまでも1年を通して、例えば4月から3月まで1年間を利用したときの目安としてなっておりますので、例えば半年過ぎてから10月から入園するようお子様がいたときについては、そこは半分の週で換算できるということで、柔軟な対応ができる規定となっております。

・会長

ありがとうございます。利用者にとってみれば結構重要で、この情報を基に申し込むか申し込まないかということ、委員は危惧されたことではないかなというふうに思いますので、またそういった日本語独特のおおむねみたいところを、丁寧に役所のほうでご説明いただければと思います。

委員よろしいですか。ありがとうございます。

資料2、ほかにご覧ですか。ちょっと気になるよというところ。よろしければ一旦こういう説明させていただいて、また気になれば手を挙げていただければと思います。

・事務局

もう一つお伝えすることがございます。

・会長

お願いします。

・事務局

事業計画についてでございます。第3期東久留米市子ども・子育て支援事業計画策定のための東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査に関してご説明させていただきます。

お手元の黄色のフォルダーに黄色の付箋を貼っております。東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査、平成31年3月のところをご覧ください。

こちらは、第2期子ども・子育て支援事業計画策定のために行われたニーズ調査でございます。本調査は、この子ども・子育て支援事業計画で確保を図る教育、保育、子育て支援の量の見込みを市町村が算出するため、市民の皆さんの教育、保育、子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握するために行われました。

具体的な調査項目については、126ページをご覧ください。ピンクの付箋を貼っているところです。これらの質問内容は、国で示された調査項目案をベースに作成されており、本調査項目の回答内容を基に、ニーズ量を算出し、必要な補正などを行いながら、量の見込みを設定してまいります。

第3期に向けたニーズ調査に関して、国から新たな調査案などは、現在示されておりませんが、基本的には、前回調査内容をベースに第3期に向けたニーズ調査案を作成し、この子ども・子育て会議でご意見を頂いていく予定です。

また、ニーズ調査、計画策定に関しましては、前回計画策定時と同様に、コンサルティング企業に委託して進めてまいります。コンサルティング業者の選定に関しましては、プロポーザル方式にて選定を行います。

プロポーザル方式に関してでございますが、この方式は、複数の事業者などが対象の業務に対する新たな発想や課題の解決方法などについて提案書の提出を求め、これを実績、専門性、技術力、創造性など、価格以外の要素も含めて審査することにより、委託業務等の意向に最も適した契約の相手方を特定するという方式でございます。

最後に、このニーズ調査の開始時期といたしましては、これまでのケースであれば、令和5年10月ということになりますが、子ども・子育て支援事業計画策定に係る国の手引きなどの改訂により、調査の内容や実施時期について変更がある場合もございますので、国からの通知があれば、この子ども・子育て会議で情報提供してまいりたいと考えております。

事務局からの説明は以上になります。

・会長

ちょっと懐かしい資料なんだという感覚がありますが、これを見ていただいておりますように結構項目が多いんです。非常に多い項目で、以前のときも、会議で多いなという話をしたんですけど、ただこれのベースとなるのが、今説明がありましたように、国基準で、ここを調べてくださいということでお示しいただいております。保護者の皆さんにおかれましては、ちょっとご負担になりますけれども、この辺りについて、ご丁寧に回答いただくことによって、よりよい調査結果報告が出て、それがまた運営に生かされると認識しております。

私から1点あるんですけど、記憶が定かじゃなかったんですけど、このアンケートの一番最後のほうに、小学2年生のみと限定して調査していると思うんですけど、何で小学2年生なんでしたっけ。理由があったはずなんですけど。

・事務局

前回のニーズ調査を小学2年生を対象にした理由ということでしょうか。5年前になりますので、当時の流れというのがあるかと思いますが、調査については、学童保育所などを想定した調査となっております。まだ小学1年生ですと、4月に小学校に入られてという状況にあって、2年生になると少し慣れてきたところで、その辺の都合、学童保育所のニーズについては、低学年と高学年に分かれていますね。先ほど会長からもお話ありました、国の示されるニーズ調査に関わる連絡事項、そういったものも踏まえまして、小学2年生を対象に、かつ悉皆調査としてニーズ調査しようということで整理をさせていただいた記憶がございますので、ご説明させていただきます。

・会長

当時の事務局在籍者に説明をいただきましたけれども、過去振り返ってお出しできる資料がありましたら、後日お見せいただければと思います。

それから、皆様にご質問いただく前に、コンサルティングのプロポーザルの話があったかと思いますが、前回の調査も、こちらの黄色の付箋のところに書いてある、こういったものは、コンサルの担当の方が入って、しっかりと調査をして、会議に出席いただいて、我々から質問があったら適時丁寧な説明をいただいて、内容の確認を都度させていただいたところでございます。

過去においては、特にコンサルティングの方がどうのこうのということは全くございませ

んで、こちらのほうは先ほどお話がありましたように、改めてプロポーザル方式で業者を選定していただくと。またそれに関しては、その規模とか、売上げとか、そういうことだけではなくて、現場に即したそれぞれの強みというのも鑑みながら選んでいただくということかなと思います。

こちらのほう皆さんいかがでしょうか。何かご意見。どうぞ。

・委員

多分、今後の話だと思うんですけど、調査はまた郵送とかでやられるんですか。何かウェブとか、そういうものの検討というのはされていらっしゃるのかというのをちょっとお聞きしたいのと、そういうものをどんどん電子化というのも進められると、効率的に集計等も取りやすいのかなと思います。やっぱり状況は常に変化していくというのもあるので、効率的かつ早急にできる方法を一度検討いただくのもいいんじゃないのかなというふうに思いましたんで、ご提案させていただきます。

・事務局

ニーズ調査の手法ということでございますけれど、前回の就学前児の調査につきましては、郵送によるアンケート調査を行っている。就学児の調査につきましては、学校配付、学校回収によるアンケート調査となっているということで、基本的に、このやり方がまず一つ次のベースになるのかなと。それ以外の取組については、まだそこまで検討進んでいないので、今後考えていきたいと思えます。

・会長

ありがとうございます。ICT化、DXの社会的状況を踏まえるとそういったところ、ちょっと国のほうが昨今、経済産業省も含めていろいろ慌ただしいところがありますけど、デジタル化というのは、非常に重要なファクターではないかなというふうに思います。

ほかにご意見ございますでしょうか。

個人的には、国が決めることですし、それに準ずるところですので、今はいろいろとLGBTとかQとか、それから母親、父親の名称の問題であるとか、いろいろ気にはなるところはあります。ただ何度も申し上げますように、東久留米市はこれまで基本的に国基準の中で進めていきますので、文言のところも十分精査していただいて、国基準でアンケートを作られるということかなというふうに思っております。

こちらでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

3 今後の東久留米市立学童保育所の運営方針の改訂素案について

・会長

それでは、次第3の「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針の改訂素案について」です。事務局、お願いいたします。

事務局

事務局の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

次第の3「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針の改訂素案について」でございます。

まず、本議題につきましては、この子ども・子育て会議から答申をいただくものではございませんが、運営方針の改訂に当たりまして、委員の皆様にご意見を伺いたく、議題としてご説明をさせていただくものでございます。

それでは、今後の東久留米市立学童保育所の運営方針の改訂素案につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、資料4をご覧くださいと思います。

まず、概要でございますが、市では、学童保育所の運営上の課題に対応するため、令和元年8月に、今後の東久留米市立学童保育所の運営方針を策定し、新たに民間活力の導入を目指すことを示したところでございます。その後、2校区3学童、3校区5学童に民間活力を導入し、また、学童保育所の職員、放課後児童支援員と言われますが、その資格要件の見直しや直営の学童保育所での延長育成の実施など取組の進捗により状況も変化してきてございます。

これらを踏まえまして、運営方針策定前と現在の学童保育所の運営状況に変更が生じている内容があることから、改訂素案を取りまとめたものでございます。

次に、改訂の要点でございますが、運営方針策定前と現在の運営状況に変更が生じていることから、内容を現状に合わせる。現在の学童保育所の運営は、直営と業務委託が混在していることから、その点に留意した記載とする。運営の方向性として、民間活力を導入するという方針は、継続するといったところが要点でございます。

それでは、内容についてご説明をさせていただきたいと思っております。

資料の3、今後の東久留米市立学童保育所の運営方針令和4年8月（改訂素案）の1ページをご覧くださいと思います。

まず、はじめにといたしまして、運営方針の改訂についてでございます。ここでは、運営方針の改訂についての記載でございますが、先ほど概要としてご説明をさせていただきました内容の記載のとおり、学童保育所への民間活力導入などの進捗によりまして、導入方針の策定前と現在の学童保育所の運営状況に変更が生じている内容がありますことから、今回、運営方針を改訂するとしてございます。

次に、2ページの3、施設数及び運営方法でございます。

ここでは、学童保育所の設置状況についての表を掲載してございますが、学童保育所の運営に直営と業務委託が混在していることから、表中に運営形態という項目を追加しております。

続きまして、3ページから4ページにかけての学童保育所における課題についての1. 安定的な事業の継続でございます。4ページの上段をご覧くださいと思います。ここでは、安定的な事業の継続としまして、令和3年度の状況として、直営の学童保育所の勤務する職員に会計年度任用職員、専門職の募集を行いました。結果として、採用に至らず、現下の情勢においても、職員の採用が困難な状況が継続しており、引き続き、将来にわたって安定的な事業の継続をどのように図るか、ということが課題となっているとの状況を記載してございます。

次に、4ページ、下段をご覧くださいと思います。

ここでは、2. 延長育成といたしましては、令和4年4月からの3校区5学童保育所への

民間活力の導入の際に、直営の学童保育所での延長育成の実施を開始したこと、また、直営の学童保育所において、民間活力を導入した学童保育所と同様に、延長育成というサービスの拡大を機に、育成及び延長育成の時間を通じて、東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、支援の単位として、おおむね40人ごとに2人の職員体制で運営しているという現在の運営状況と併せた記載としてございます。

次に、5ページをお開きいただければと存じます。

学童保育所における課題への対応状況についてでございます。この対応事項についての1.学童保育所における課題への対応状況でございます。

ここでは、直営の学童保育所を担う会計年度任用職員、専門職でございますが、その採用をめぐるのは、労働力不足などを背景に、今後も困難な状況が見込まれる中、将来に向かって安定的な事業の継続をどのように図るかということが、引き続き課題となっていることを記載いたしまして、事業者における緊急時の柔軟な人員体制や、民間の運営のノウハウを生かした取組といったことも踏まえ、安定的な事業の継続をどのように図るかという課題や、民間による運営のノウハウを生かした育成内容の充実が図られることなどへの対応として、民間活力の導入が引き続き有効な方策と考えます、というふうに行っているところでございます。

次に、5ページ、下段の今後の学童保育所の運営方針についての1. 今後の学童保育所の運営方針でございます。(1)の学童保育所の運営形態についてでございますが、ここでは、直営の学童保育所における安定的な事業の継続という課題と、民間による運営のノウハウを生かした育成内容の充実を図ることなどへの対応については、民間活力を導入することによって対応していきますという記載としてございます。

続きまして、6ページの中段、(3)今後の運営方針についてでございますが、ここでは、業務委託による運営状況や学童保育所を取り巻く状況を考慮しながら、業務委託の拡大等について、引き続き検討していきますと、ご記載をしているところでございます。

今後の東久留米市立学童保育所の運営方針令和4年8月(改訂素案)のご説明については、以上でございます。

・会長

ありがとうございます。冒頭、資料に関しまして、事務局からお話がありましたとおり、本案件に関しては答申をいただくという性質のものではございませんで、まず皆さん方にそこは理解をしていただきたいという前提で、今読み上げていただきました、こちら素案です。何かお気づきの点やご意見等ございましたら、挙手にて言っていただければと思いますが、いかがでしょうか。どうでしょうか。

例えばですけども、4ページのところでいえば、延長育成というのは、これ全国的に非常に重要でありまして、大きな問題になっていまして、簡単にいうと、6時に帰ってこれないだろうというところで、7時まで延長しているところです。

アンケートを回収をして40%あったというところで、東久留米もすぐにその部分について延長を認めると。民間のほうでこの延長を認める中で、直営のほうも、令和4年度、今年度4月から足並みそろえまして延長保育をやっていると。非常に好評だというお話を聞いているところです。

それから、鋭意、担当課では努力していただいている状況ではございますが、やはり人材の確保というものは非常に難しいといっているところです。この委員会におかれましても、この人材の確保をもっと頑張れよと、いろいろと叱咤激励があったところではございますが、一生懸命頑張っているところでございますが、やはり継続的な人材の育成、それから安定的な運営の部分において、なかなか難しいところもあり、今後、民間活力等も利用しながら、この学童保育の運営に、東久留米として進めているという状況になってございます。

・委員

質問いいですか。

・会長

どうぞ。

・委員

すみません。施設のことについて質問させてください。ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけど、今、各小学校に1か所または2か所、児童数に応じて設置されているということなんですけど、場所が学童として独立したところでやっているところは何か所なのか。あと、この中に特別教室を借用しているという文言があるんですけど、学校の一部を使ってやっているところが何か所あるのかを教えてください。お願いします。

・会長

事務局よろしいですか。資料の2ページとかを参考にしながらでしょうかね。お願いいたします。ここに書かれているの以外という意味ですか。

・委員

いや、この中で特別教室を借りてやっているところはどこかということです。

・事務局

直近の状況というところでございます。まず、学童保育所については基本的に独立して、学校の敷地内でございますが、独立した建物という形になってございます。

この中で、今現在、特別教室を学校から借用してということではございますが、第二小学校区、それから、第三小学校区、第五小学区、第六小学区、第七小学区、それから、第九小学区、小山小学区、それから、神宝小学区、南町小学区という状況でございます。

あともう一校、大変申し訳ございません。本村小学区の本村学童保育所でございますが、こちらにつきましては、学校敷地内ではなく、近くの都営住宅の1階、下里第二住宅のところを設置をしているという状況です。大変申し訳ございません。

・会長

どうぞ。

・委員

ありがとうございます。学童に私自身も子どもを4人通わせた経験があるので、そのときから気になったことをちょっとお話させてもらってもよろしいですか。

長男が学童保育に入ったのは、もう25年ぐらい前になるので、古い話なんですけど、十小に通っていました。そのときに、十小の学童が老朽化して、まだくみ取り式のトイレだったんです。すごい悪臭もあったり、建物も老朽化しているということで、建て直しをしてほしいというのは、申請はしていたようなんです。

たまたま息子が入ったときに、建て直しましょうということで、市のほうから提案があったんです。そのときは、児童数がやはり減り始めた頃で、余裕教室が出始めて、余裕教室の活用ということで、市のほうからの提案は、余裕教室を学童に変えて、学童独自の建物をなくすという案だったんです。親たちが提案を受けて、学童というのはどういうところなのかということをごく調べました。

やはり学校から離れて、家庭ではないけども、ほっとできるような場所で、子どもたちが過ごせる場所だということで、学校の中にあるのはどうなんだろうと。学校が終わったのに、学校の建物の中に残ることの子どもたちの精神的な部分を、その当時の親たちはすごく懸念しまして、ぜひ学校の建物以外に独立した形で造ってほしいということで、親たちがかなり運動しまして、結果的には元あった場所に建て直してもらったということがありました。そのときにすごく調べて、先ほども言ったんですけど、学校が終わって教室に残ることの子どもたちの心の負担とか、当時、ほかの市とか、そういうところにも行って、実際学校を使っているところの子どもたち、職員にアンケートを取ったり聞いてきたんですけど、学校で物がなくなったりすると、学童の子たちが残っていたから、あの子たちじゃないかとか、そういうトラブルがあったり、そういう余計なトラブルをつくるんじゃないかということで、かなり運動した覚えがあって、今も基本的には独立した建物でやってくれているということで少し安心したんですけど、特別教室を使うことがどうなのかというのは、今の時代と当時とは違うので一概には言えないんですけど、そういうことを経験してきた自分の中では、できれば独立した、子どもたちも安心した建物で今後もあり続けてほしいなという思いがあって、時間を取らせていただきました。

・会長

貴重な意見ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。理想といたしましては、以前もこの会議の中で、学校が終わった後の切り替えができないという議論をいただいて、特別教室というのは、使うのはどうだということをご意見いただいたところでございます。もちろん委員がおっしゃっているところ、子どもの気持ちに寄り添う部分では、もう全くそのとおりだと思います。

一方で、今後、少子化になっていく中で建物を新たに造るところが、非常に十分な検討の余地は必要かなというふうに思っております。ですので、現状できることとしては、今、委員がおっしゃっていただいたようなところを踏まえながら、各場所での対応ということが重要になってくるのかなというふうに、お話を聞いて思ったところでございます。

ほかにはいかがですか。どうぞ。

・委員

すみません。何点かあるんですけど、1点目が、開所時間についてなんですが、幼稚園では、基本的には11時間、どこの園も預かり保育を基本的にやるようになっていて、保育園さんも、多分11時間以上、多分開所されているところが大多数だなという認識でいるんですけども、それが基本的にもう基本になっているのかなということを鑑みると、この時間で、いろいろ工夫はされているとは思いますが、うちでいうと、朝が早い方もいらっしゃるし、そこの小学校に上がるに当たって、保護者の方がお困りにならないような配慮といったところは、引き続きご検討いただく必要があるんじゃないかなというふうに思います。まずそれが1点です。

・会長

今の話は時間、例えば延長をもっと長くしたほうがいいんじゃないかという、例えばの話ですか。

・委員

そうですね。時間というより、朝も含めて、基本的に多分、保育園さんも朝早く、7時ぐらいから開始されていて、多分こういう下校時からというふうにあります。朝も実は保護者の方、困られる方がいらっしゃるのかなとか、そういったところというのは何かニーズ調査等は進んでいるのかなというところです。

・会長

ちょっと私のほうから。基本的に学童保育というのは放課後っていう頭が付いた事業なので、基本は放課後で法律的には設定されている解釈なのかなというふうに思います。ただ、委員のおっしゃるように、例えば土日休日のところ、休日もあるのかな、土日休日のところでの朝の開所というところに関しては、十分な配慮が必要なのかなというところがございます。

・事務局

現状のところ申し上げさせていただきますと、今、会長からもお話ございましたように、平日通常ですと、放課後ということで下校時からという形になってございます。また、学校休業日、例えば小学校の夏休みとか、そういったところでしたり、学校行事の振替えの休業日等ですと、こちらは8時15分からというふうにさせていただいている状況でございます。

また、土曜日につきましても8時15分からというような、開所につきましてはそのような時間とさせていただいてるといったところがございます。現状のとしてのところでございますが、そういう状況でございます。

・会長

あと、そういったお話をヒアリングしていますかということも聞かれたかと思うんですけども。

・事務局

以前にアンケート調査をさせていただいた中で、朝の開所時間ということはお聞きしているところがございます。そういったことも過去にお聞きしているといった状況がございます。以上です。

・会長

そのほかは。

・委員

意見が、根本的なところで申し訳ないんですが、民間を活用するというところで、この事業の継続というところにはありますけれども、民間も多分恐らく同じ状況じゃないのかなというふうに想定しているんですが、民間を活用することで、なぜこの人手の部分とかが集まることが可能になっているのかなといったところというのは、情報というのはあるんでしょうか。

・事務局

改訂素案の中の5ページのところでございますが、5ページの1の学童保育所における課題への対応状況ということの中で、民間活力を導入した学童保育所においては、事業者の持つ多様な人材確保策の中で、様々な任用形態や運営形態などの民間のノウハウというのが活かされている。それで人員体制をとられたというようなことで記載をさせていただいているところがございます。そういった多様な人材確保策という中で、取り組まれているというふうに記載しているといったところです。

・会長

ちょっと私のほうから補足ですけど、要は直営のところは学童保育をやるためにどなたか来ませんかという関係性ですけど、この民間の場合は、例えば福祉があったり、学習塾を運営していたり、いろんな事業形態の中でその一つとしてこの学童保育所の運営という事業があって、こういうほかの事業体から人を異動させるということが、民間であればできると。そういうところで、継続的な人材の確保というものを、大きな採用の中から分配できるといふ。こういう理解をしています。

・事務局

人材確保策というところでは、多様な方策を民間では持ってらっしゃるというようなことで理解をしているところがございます。

・会長

よろしいですか。そのほか、いかがでしょうか。〇〇委員からどうぞ。

・委員

すみません、お聞きしたいんですけど、延長保育が19時までということで、やっていらっしゃるところがということなんですけれども、その際の何か食事の提供とかおやつを提供

はどのようになっていらっしゃるのかなというふうに思います。東久留米という土地柄、どうしても会社から帰ってくるのにお時間がかかるということもあるということなので、この延長の19時というのは妥当な時間かなというふうに思うんですけども、昼ご飯を給食でとった児童が19時まで、おやつはあるにしても、おやつというのは捕食ということになるんですが、19時までちゃんとした食事をとらずにずっといるというの、なかなかつらいものがあるというふうに思っています、その辺はどのように対応されているのかなというふうに思う次第であります。

あと、先ほどのちょっと時間のこともそうなんですけど、朝、長期休業時というのは朝早くからあるので、それも結構長い時間ありますから、職員の方も大変だなというふうには思ったんですけども、おおむね40人に2人の職員体制というところがあるんですけども、これはやっぱり定員に対して2人ということではないのかなというふうなことも、ちょっとお聞きしたいと思っております。

以上、2点ほど。

・事務局

まず、延長育成でございますけれども、こちらおやつを提供というのは行ってはございません。通常の15時頃でしょうか、そちらでは学童に通っていらっしゃるお子様におやつという形で出させていただいている状況ではございますけれども、その延長に合わせてというのは実施はしていないというところでございます。

それから、40人に2人の人員というところでございますけれども、基本的には定員に対してということではなくて、利用予定の人数の方に対しまして対応しているというような形になります。ですので、例えば定員が70人とか60人とかという、各学童保育所ごとに定員がございまして、それに対してではなく、利用予定の方のお子様の人数に対応する形で職員の配置というところを行っているといったところでございます。

以上でございます。

・委員

そうですね、定員に対してというのは、ちょっと私も言い方がよくなかったと思うんですけども、利用している人数が40人いて2人体制ということなんですけども、午後7時までに40人児童がいたとして、そのときまで2人の職員がいらっしゃるというのは、何時から勤務をされて、何時まで2人であるのかなというのをちょっと気にはなったところなんです。ですから、実際学童保育所に延べ人数として4人から5人、職員の方がいらっしゃらないと当然回らないということが出てくるので、ここの職員体制というのがどのような形で、40名に2人というふうな表記をされているのだろうかというふうに思った次第です。

と言いますのも、資格要件も結構難しいということが書いてありましたので、パートさんなりなんなりを雇えば、ピンポイントでお働きいただくということがあるんですけども、資格要件が全員がそれを満たしていなきゃいけないということになりますと、なかなか人員の確保というのは非常に難しいなというふうに思っております。

・会長

よろしいですか。はい、じゃあお願いします。

・委員

一母として、ちょっと疑問に思っているというか、希望というかなんですけど、民間活力というか、いまいちぴんどこなくてですね、その学童に運営にあたっての民間活力というところだとは思いますが、そこはいいんですけど、やっぱり子どもを持つ母親として、自分の子どもがプール習ってしまっていて、それで帰り、冬は暗くなるじゃないですか。娘の友達が学童帰りで5時半とか6時とかに帰っていくんです。途中までは友達なので一緒に帰るんですけど、やっぱり二小のエリアって結構暗くて、落合川の途中で歩いて行って1人で帰る女の子とか普通にいます。そういう帰りのケアというか、そういうところで民間活力とかちょっと考え方が分からないんですけど、そういうのを学校単位で話し合うのか分からないんですけど、子どもたちの安全を、各家までというのは難しいと思うんですけど、そういうのをサポートする何かというのは、市と学校が話し合ったりとか、それとも学校ごとに勝手に決めてくださいというスタンスなのか、よく分からなくて、たまにおじいさんとかが、ライト持って歩いているのは見たことあるんですけど、ああいうのもどういう単位で決めて、ボランティアなのか分からないんですけど、そういう安全を考えて回ってられるのかなとか、疑問に思っています。

子どもが小さいうちはやっぱり、学童から帰るとというのが結構暗くて、危ないんじゃないかなと普通の母親だったら感じると思うんです。そのシステムというか、そういうのが詳しく知りたいなと思っていて。お願いします。

・事務局

お時間を頂いて申し訳ございません。

延長育成をやっていると7時までという形になっておりますが、延長育成の場合は保護者の方にお迎えに来ていただくということをしてございます。

延長育成ではない場合、その前にお帰りになる児童につきましては、特にそういう付き合いみたいな形というふうにはなってございませんけれども、同じ方向に帰るお子さんと一緒に帰っていただくとか、そういうことで対応させていただいている状況でございます。これは市内の学童保育所は同様の形で対応している状況でございます。

・委員

帰る方向だったらみんな、学年も上がっていくんで、小さい子が入ってくると、また学校単位でそういう事をいろいろ考えるのはとても大変なことなのかなと思うんですけど、じゃあそういうのはやっぱり、学校で帰る方向が一緒の子を話し合ってもらってというような感じで、今後もいくというような感じですか。

・事務局

現状といたしましては、今はそういうような形をとらせていただいているというところではございます。

・委員

分かりました、ありがとうございます。

・会長

非常に重要な視点だと思います。リアルな内容ではないかなというふうに思います。ただ一方で、その学童、例えば民間活力のコアな部分というのは人材の育成というか、質の向上を含めて確保と、それからその中で行われる内容、遊びも含めたところの活力というところが非常に大きいところなんですけど、今お話があったように、直営にしても、今、その民間にしても、確かに下校の遅くなった時間帯のところっていうのは、少し盲点かなというふうに今ちょっとお話を聞いて思ったところです。

ただ一方で、そこまでを範疇にできるかどうかという、ちょっと別の視点があるので、思いは非常にご示唆に富んだポイントだと思うんですけど、そこまで逆に、法令等も含めてですけれども、契約の中でできるかどうかっていうのは貴重なご意見として、今後頂戴したいというふうに思っております。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。まだご発言されていない方で、もしよろしければ。

よろしいですか。まず一旦はじゃあこちらで整理させていただいて、またあともう一つございますので、終わられましたら、何かお気づきの点があったらお話しください。

4 その他

・会長

それでは、次第4「その他」として報告等、事務局、お願いいたします。

・事務局

それでは、その他として、東久留米市子ども・子育て会議条例の改正に関しまして、今後の予定も含めて、ご説明をさせていただきます。

令和5年4月1日より、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行されることとなり、それに伴いまして、東久留米市子ども・子育て会議条例の引用法令である、子ども・子育て支援法が改められることとなります。

東久留米市子ども・子育て会議条例に関連する内容といたしましては、子ども・子育て支援法第72条から76条が削除されたことにより、市町村子ども・子育て会議について定めている77条が、72条に繰り上がるよう改められます。

この法令の改正によりまして、今後、東久留米市子ども・子育て会議条例に、条ずれに伴う改正が必要になってくるものでございます。

また、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、こども家庭部所管のほかの条例改正があるかなど、現在確認を行っているところでございますので、詳細がわかり次第、子ども・子育て会議にてご説明をさせていただく予定でございます。事務局からは以上でございます。

・会長

はい、ありがとうございます。国の法令が変わるので、それに紐づいて条項がずれて変わ

っていくという、事務方の説明かなというふうに思います。

ただ一方で、いよいよ来年度からこども家庭庁設置ということで、国のほうが大きくかじ取りをするところでございます。この委員会につきましても、これまでもそうですけど、各皆様の専門的なところからいろんな情報をいただければというふうに思っていると同時に、事務局もこのこども家庭庁を含めた子ども・子育て支援法の改正によって、例えば東京都からとか、もちろん国も含めてですけども、他市他区の情報などがあれば、ぜひ参考資料としてこの委員会のほうでご提示いただければなというふうに思っております。

よろしいですか。大丈夫ですか。はい、ありがとうございます。

それでは、次に次回の日程の調整確認をお願いしたいと思います。事務局、よろしく願いいたします。

・事務局

それでは、次回の日程についてでございます。12月か1月頃、開催を予定しております。議題といたしましては、先ほどご説明させていただきました、子ども・子育て支援法の改正に伴う東久留米市子ども・子育て会議条例の改正、また認定こども園、子ども・子育て支援新制度へ移行する幼稚園に関する利用定員についてなどを予定しているところでございます。以上でございます。

・会長

ありがとうございました。時刻8時回りましたので、〇〇委員がちょっとお越しになられないので、今日欠席という扱いにさせていただければというふうに思います。

5 閉会

・会長

それでは、本日予定しておりました内容は、これで全て終了となります。皆様、ご協力どうもありがとうございました。

以 上